

◎脱退届兼給付請求書(020)について

前回の共済会だより(No.236)の別紙にてご案内させて頂きましたとおり、令和3年1月1日より、届出用紙内の「金融機関の口座確認印」の取得(金融機関窓口にて)を廃止することと致しました。なお、届出様式については、当分の間変更いたしませんのでご承知おきください。

大阪民間社会福祉事業従事者共済会
脱退届
大阪民間社会福祉事業従事者共済会 理事長 殿

施設番号 施設名 (法人名)

住所 郵便番号

受領方法 1 金融機関振込

金融機関名 ****銀行

支店名 ****支店

預金種目 1 普通

口座番号

口座名義人 姓 カナ 漢字

本人名義 姓 漢字

折曲厳禁

020

不要になりました。

従前どおり必要です。

◎ご加入手続きについて

ご加入手続きはお早めをお願いします。

- 入会申込書
- 第二退職給付金申込書

入会年月日、第二退職給付金申込日は
書類提出月の3か月前までです。

例えば…

2月25日(2月中)に入会日11月1日(11月中)の入会申込書を提出した……受付できます。

2月10日(2月中)に入会日10月15日(10月以前)の入会申込書を提出した…受付できません。

入会申込書(010)の入会年月日と第二退職給付金申込書(090)の申込日は、提出月の3か月前まで遡ってご提出されても受付致しますが、共済契約規程第19条のとおり、事由が生じましたら速やかにご提出ください。

【理由】

共済会の退職金制度は、退職金原資(掛金)を運用し、会員様の在会期間に応じた運用益を反映させた退職給付率で、退職給付金をお支払いしております。

従いまして、書類提出日において、3か月以上遡った申込日は、運用期間が在会期間より短くなり、運用益を反映した退職金制度が成り立ちませんので、受理することができません。

なお、年度末が近づいていますので、直近の掛金請求書で加入内容をご確認の上、必要な届出がされていない場合は、お早めに手続きをお願いします。

届出用紙は共済会ホームページでダウンロードしてください。